

「北村慈郎牧師・教師免職処分無効訴訟」について

最高裁への「ハガキ要請」及び「上申書」のお願い

① 「ハガキ要請」について

「ハガキ要請」の具体的な書き方

今回の最高裁判所に対する「ハガキ要請行動」は、最高裁の裁判官を「励まし、勇気づける」という視点からの要請行動で、その意味では「お願いハガキ」要請行動になると思います。ややもすると裁判所を批判するような内容になる場合がありますが、それでは逆効果になりますので、あくまで「お願い口調」、「紳士的態度」のハガキでお願いします。

書く内容についてはサンプル文を用意しましたので、それを参考に自分の書きたいことを書いていただければと思います。口頭弁論が開かれると逆転勝訴の可能性がります。親しい知人の方で、この裁判に関心のある方には「ハガキ要請」への協力を依頼していただければ幸いです。（大変申し訳ありませんが、ハガキは自己負担でよろしくをお願いします）

1 ハガキ宛名面

・相手の住所：

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所第二小法廷 御中

・自分の住所、氏名：各自でお書きください。

2 ハガキ文面

・最初の一行：最高裁判所第二小法廷裁判官 様

・二行目：「北村慈郎教師免職処分無効訴訟」裁判について

・三行目以降に「お願い文」として自分の思いを書いていただく。

サンプル文

- 1、北村慈郎牧師は教団が主張するような教憲教規違反はしていません。事実に基づいて、教団側と北村牧師の主張を再度検討して口頭弁論を開いて頂き、公正な判断をお願いします。
- 2 教団による北村牧師への戒規免職処分は、教団内で権力を持つ人たちが自分たちに都合の悪い北村牧師を狙い撃ちした処分で、人権侵害に当たります。再度教団と北村牧師の主張を吟味して口頭弁論を開いて頂き、公正な判断をよろしくをお願いします。
- 3、正教師という宗教的な地位にも、当然、経済的、社会的な生活上の権利が伴います。教団と各個教会は密接不可分な関係にあります。再度教団と北村牧師の主張を吟味していただき、事実の基づいた公正な判断をお願いします。
- 4、 処分に至る手続の瑕疵が明らかにありながら、戒規は悔い改めを促す教会の訓練規定だから、司法権は及ばないということであれば、戒規免職処分を受けた者の救済の道が絶たれてしまいます。再度教団と北村牧師の主張を検討し公正な判断をお願いします。
- 5、教団が行った北村牧師の戒規免職処分については、教団の中の約半数の教区が撤回するよう求めています。その決定に至るプロセスが余りにも強引だからです。最高裁での、公正な判断に期待しています。

② 「上申書」について

「上申書」は封書で、宛先も上記と同じです。また、上申書の内容も、上記「サンプル文」を参考に内容を膨らませて書いていただければと思います。ただ余り長くならないようにご注意ください。長くても 1200 字から 1600 字くらいに納めていただければ幸いです。また、みなさんの氏名の下に、役職名などがあれば書き加えておいてください（例えば、「日本基督教団何々教会牧師又は信徒」とか）。勿論、そのような役職名を書かなくても結構です。